

## 流域市町の環境関係部署からの意見及び回答

## 1 類型指定見直し案に関するご意見

No.	御意見	回答
1	<p>類型を「AA」から「A」へ見直すことや、達成期間を「イ（直ちに）」から「ハ（5年超）」へ見直すことにより、開発審査や環境影響評価に対する抑制効果が減少し、事業者の環境配慮意識の低下を招く可能性や、住民に「環境悪化」や「改善の遅れ」といった懸念を抱かせる可能性がある。県として十分な情報発信とリスクコミュニケーションを行い、理解醸成に努めてほしい。（仙台市）</p>	<p>今回の見直しは、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第5回）(H15.2.21)における「人工湖は厳然たる自然地ではない」との考え方や、県の調査により「ダム湖の汚濁要因の多くは森林等の自然由来であり、人為由来の汚濁負荷削減対策による大幅な水質改善の余地が少ない」という科学的知見が得られたことを踏まえ、現状の水域の利用目的に即した「現実的な目標」として再設定するものです。類型の見直しが、水質保全対策の後退や水質悪化を許容するものではないことについて、流域市町村や水道事業者への説明会、ダム管理者、漁業協同組合への対面での説明等を通じて情報発信を行いました。今後も、住民や事業者の理解が得られるよう努めてまいります。また、見直し後も水質監視や必要な保全対策は継続します。</p>

<p>2</p>	<p>七北田ダムの全窒素(T-N)の新規指定( 類型)については、七北田ダムが流入河川からの窒素及びリンの負荷が大きく、富栄養化現象が起こりやすい環境にあることに関する、ダム管理者及び利水者による評価(現状の対策、指定後の対応)が示されておられません。全窒素の新規指定について、伊豆沼と長沼ダムは、水質の測定値以外も考慮しており、七北田ダムにおいても上記要素を整理し、検討する必要があると考えます。</p> <p>また、自然由来の要因が大きく今後も基準達成が困難な状況で新たに基準を設定することは、人為由来の問題があるかのような誤解や不安を招く懸念がある。ダム管理者や利水者の状況も踏まえ、実際に指定する場合は県として十分な情報発信とリスクコミュニケーションを行ってほしい。(仙台市)</p>	<p>七北田ダムの全窒素については、直近 10 年間の測定結果が国の定める基準適用要件(N/P 比 20 以下等)に該当すること、及び水道用水(2 級)としての利用目的があることから、今回新たに指定するものです。ご指摘の通り、七北田ダムは集水面積の多くを森林が占めており(全窒素負荷の約 83%が自然由来)、人為由来の汚濁負荷削減だけでは基準達成が困難であることから、達成期間を「八(5 年を超える期間)」としています。関係機関等の状況を踏まえながら、引き続き水質環境保全対策を推進するとともに丁寧な情報発信に努めてまいります。</p> <p>一方、伊豆沼と長沼ダムについては、H27 年ごろから水質の状況が変化してきており、その水質汚濁のメカニズムが解明されていない状況にあります。また、これらは平野部に位置しており、集水域の大部分が森林である七北田ダムとは、湖沼に流入する汚濁負荷の状況が異なります(農業系や生活系負荷の割合が相対的に高い等)。このように、七北田ダムとは前提となる状況が異なることから、今回は指定を見送り、詳細な調査を優先することとしました。</p> <p>指定にあたっては、七北田ダムの基準超過の要因として自然由来の影響が大きい点について、県民や事業者に誤解のないよう、丁寧な説明と情報発信に努めます。</p>
----------	--	--